

議案第129号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(診療科目及び病床数) 第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(23) [略] <u>(24) 放射線診断科</u> <u>(25) 放射線治療科</u> (26) [略] (27) [略] (28) [略] <u>(29) 緩和ケア内科</u> 2 [略]	(診療科目及び病床数) 第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(23) [略] <u>(24) 放射線科</u> (25) [略] (26) [略] (27) [略] 2 [略]

附 則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。